

目次（現行のとおり）

第一条から第十条の二まで（現行のとおり）

（変電設備）

第十一条（現行のとおり）

2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電氣事業者用のものを除く。以下同じ。）にあつては、建築物から三メートル以上の距離を保たなければならぬ。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

3及び4（現行のとおり）

（急速充電設備）

第十一条の二 急速充電設備（電氣を設備内部で変圧して、電氣自動車等（電氣を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電氣自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力二十キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 急速充電設備（全出力五十キロワット以下のもの及び消防総監が定める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

イ 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

ロ 分離型のものにあつては、充電ポスト

二 その筐体は、不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充

目次（略）

第一条から第十条の二まで（略）

（変電設備）

第十一条（略）

2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設けるものを除く。以下同じ。）にあつては、建築物から三メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、またはおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

3及び4（略）

（急速充電設備）

第十一条の二 急速充電設備（電氣を設備内部で変圧して、電氣自動車等（電氣を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車（をいう。第十一号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力二十キロワット以下のもの及び全出力二百キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

（新設）

一 その筐体は、不燃性の金属材料で造ること。

電ポストにあつては、この限りでない。

三及び四 （現行のとおり）

五 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

六 コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

七 コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

八から十まで （現行のとおり）

十一 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

十二 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

十三 コネクターの操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

十四及び十五 （現行のとおり）

十六 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

十七 （現行のとおり）

2 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について、前項第九号及び第十号に規定するもののほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

一から三まで （現行のとおり）

3 前二項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第一項第二号、第五号、第八号及び第九号の規定を準用する。

二及び三 （略）

四 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始させない措置を講ずること。

五 急速充電設備と電気自動車等とが確実に接続されていない場合には、充電を開始させない措置を講ずること。

六 急速充電設備と電気自動車等との接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

七から九まで （略）

十 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる装置を講ずること。

十一 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

十二 コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）の操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

十三及び十四 （略）

（新設）

十五 （略）

2 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について、前項第八号及び第九号に規定するもののほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

一から三まで （略）

3 前二項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第一項第二号、第五号、第八号及び第九号並びに同条第二項（屋

|                                                                    |                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第十二条から第六十八条まで<br/>(現行のとおり)</p> <p>別表第一から別表第七まで<br/>(現行のとおり)</p> | <p>外に設けるもの(全出力五十キロワット以下のもの及び消防総監が定める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)に限る。)の規定を準用する。</p> <p>第十二条から第六十八条まで<br/>(略)</p> <p>別表第一から別表第七まで<br/>(略)</p> |
|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|